

## 扶養申請者現況届 ～配偶者の申請用～

申請する配偶者の氏名	年齢	歳	職業	
今まで加入していた健康保険 <input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 協会けんぽ <input type="checkbox"/> 任意継続 <input type="checkbox"/> その他 ( )				

<b>必ず添付する書類</b>	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本《原本》	被保険者が世帯主の場合、続柄記載の世帯全員の住民票を添付することで戸籍の省略可
	<input type="checkbox"/> 個人番号記載の世帯全員の住民票《原本》	
	<input type="checkbox"/> 所得証明書《原本》(16歳以上)	学生証の写し添付で所得証明書の省略可(社会人から学生になった場合除く)

1. 申請の事由【該当する項目に✓】	必要書類
<input type="checkbox"/> 被保険者の就職に伴う申請	—
<input type="checkbox"/> 配偶者の退職に伴う申請 【退職日: / / 】 →失業給付 <input type="checkbox"/> 申請(延長)予定 <input type="checkbox"/> 受けない <input type="checkbox"/> 無	離職票1・2の写し又は雇用保険資格喪失確認通知書の写し
<input type="checkbox"/> 失業給付受給終了に伴う申請	支給終了印のある雇用保険受給資格者証(両面)の写し
<input type="checkbox"/> 雇用形態の変更(収入減少)に伴う申請	健康保険資格喪失証明書及び雇用契約書の写し
<input type="checkbox"/> 被保険者との婚姻に伴う申請 【婚姻日: / / 】	戸籍謄本
<input type="checkbox"/> 来日に伴う申請 【入国日: / / 】	パスポートの氏名と入国日が分かるページの写し
<input type="checkbox"/> その他 ( )	状況に応じた書類が必要です

2. 配偶者の現在の学業・収入状況【該当する項目に✓】	必要書類
<input type="checkbox"/> 大学・専門・予備校生・通信制・夜間校生	学生証の写し
<input type="checkbox"/> 給与収入	直近3ヶ月分の給与明細の写し
<input type="checkbox"/> 失業給付受給中(月額3,612円未満/60歳以上5,000円未満)	雇用保険受給資格者証(両面)の写し
<input type="checkbox"/> 自営業・不動産・農業など給与以外の収入	直近3年分の確定申告書及び収支内訳書の写し
<input type="checkbox"/> 各種年金収入 □ 基礎 □ 厚生 □ 障がい □ 遺族 □ 基金 □ その他 ( )	受給中 直近の年金振込通知書の写し又は年金改定通知書の写し
	申請中 年金見込額照会回答書の写し
<input type="checkbox"/> 傷病手当金受給中(喪失後給付/月額3,612円(5,000円)未満)	支給決定通知書の写し
<input type="checkbox"/> 出産手当金受給中(喪失後給付/月額3,612円(5,000円)未満)	在職時の給与明細の写し
<input type="checkbox"/> 無職 (過去2年以内に就労していた場合 【退職日: / / 】)	所得証明書に給与収入の記載がある場合のみ、離職票1・2の写し又は雇用保険資格喪失確認通知書の写し
<input type="checkbox"/> その他 ( )	状況に応じた書類が必要です

3. 配偶者の現在の状況【該当する項目に✓】	必要書類
<input type="checkbox"/> 被保険者と同居(住民票の世帯が同一)	—
<input type="checkbox"/> 被保険者と別居(住民票が別)	直近3ヶ月分の送金証明の写し又は定額自動送金依頼書の写し ※被保険者が会社の命令による単身赴任で別居している場合、会社からの辞令の写しのみで可
<input type="checkbox"/> 出産の予定がある 【予定日: / / 】	—
<input type="checkbox"/> 市区町村から医療費受給者証の交付を受けている □ 障がい者 □ 自立支援 □ 妊産婦 □ その他 ( )	医療費助成受給者証の写し
<input type="checkbox"/> 外国籍	在留カード(両面)の写し

<b>注意事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 扶養の認定基準は、年間の総収入が130万円未満(108,334円/月)かつ被保険者の総収入の1/2未満です。(60歳以上又は、障害年金受給者は年間の総収入が180万円未満(150,000円/月)となります。)</li> <li>・ 必要書類は、公的書類は発行後3ヶ月以内、指定がないものは最新のものを提出ください。</li> <li>・ 申請される方の収入や生活の実態、被保険者の経済的扶養能力等を総合的に審査のうえ、認定の可否を決定します。また、状況により、追加書類の提出を求められることがあります。</li> <li>・ 虚偽の届出又は故意に届出をしなかった事実が判明した場合は、被扶養者の資格を取消します。</li> </ul>
-------------	--

<b>【被保険者 署名・捺印欄】</b>	
上記の注意事項を確認いたしました。また、記入内容に相違ありません。	
記入日 ____年 ____月 ____日	被保険者氏名 _____

# (配偶者)被扶養者資格点検チャート

\*被扶養者異動届を出す前に、この点検チャートで被扶養者資格有無の確認をしてください。  
 \*認定の可否は、健保組合で最終的に判断します。必要書類を提出しても必ず認定されるわけではありません。

健康保険 記号-番号	-	対象者 (申請するご家族)	
---------------	---	------------------	--

対象者に給与収入（パート・アルバイト含む）がありますか？

はい

いいえ

勤務先の健康保険に加入していますか？

給与収入以外の各種年金・不動産等の  
継続的な収入がありますか？

はい

いいえ

はい

いいえ

収入の合計額は、①②を満たしていますか？

① 年収：被保険者の1/2未満  
 ② <60歳未満>  
 月収：108,334円未満 かつ 年収：130万円未満  
 (失業給付・傷病手当金・出産手当金の日額は、3,612円未満)  
 <60歳以上・障がい者>  
 月収：150,000円未満 かつ 年収：180万円未満  
 (失業給付・傷病手当金・出産手当金の日額は、5,000円未満)  
 ※課税・非課税に関わらず、税金や保険料等が控除される前の総支給額  
 ※手取り額ではありません

1ヶ月の収入	
給与(交通費込)・賞与	円/月
自営業収入	円/月
公的年金	円/月
私的年金	円/月
雇用保険失業給付	円/月
傷病手当金・出産手当金	円/月
不動産収入	円/月
株式配当金	円/月
その他( )	円/月
<b>合計</b>	円/月

いいえ

はい

扶養認定できません。

扶養認定できる  
可能性があります。

異動届・現況届に必要な書類を添付し、このチャートと合わせて会社担当者へ提出してください。

## 【注意事項】

- 被保険者の収入により、そのご家族を将来にわたり扶養することが困難と思われる場合は、扶養認定できない場合があります。
- 傷病手当金、出産手当金を受給している方は、受給終了まで認定できません。退職時に加入していた健康保険で任意継続をするか、国民健康保険に加入してください。※いずれも受給日額が3,612円（60歳以上5,000円）未満の場合は認定可
- 扶養認定後に失業給付を受けられる場合、受給期間中は扶養認定できません。受給が始まったら、扶養削除の手続きが必要です。※受給日額が3,612円(60歳以上5,000円) 未満の場合は手続き不要